

周南市文化会館施設分類別計画



平成31(2019)年1月
(令和5年(2023)3月改訂)
周南市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状.....	3
第5章 施設を取り巻く状況と課題.....	5
第6章 今後の施設の方向性.....	6
第7章 計画期間.....	7
参考資料.....	8

第1章 本計画の目的

周南市文化会館施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の文化会館について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

文化会館は、昭和57（1982）年に、本格的な劇場ホール機能を有する周南地域の重要な文化拠点施設として、音楽、演劇、舞踊など優れた芸術を鑑賞する場、市民が文化活動の成果を発表する場を目的として設置した施設であり、文化会館条例を制定し、指定管理者として公益財団法人 周南市文化振興財団が管理運営を行っています。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は教育文化施設であり、文化スポーツ課が所管します。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	文化会館	大字徳山5854-41	岐山	広域

施設内容

番号	名称	定員	備考
1	大ホール	1,800人	固定席1,647席
2	楽屋1~7、講師控室		
3	リハーサル室（地下2階）	150人	発表会等の利用も可
4	練習室1（地下1階）	80人	アップライトピアノあり
5	練習室2（地下1階）	40人	アップライトピアノあり
6	練習室3（地下1階）	30人	アップライトピアノあり
7	地下展示室（地下1階）	110人	会議・練習等の利用も可
8	和室（3階）	50人	35畳
9	3階展示室（3階）	150人	展示パネルあり、会議等の利用も可
10	食堂（2階）		2020年2月から休止中

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状

(1) サービスの現状

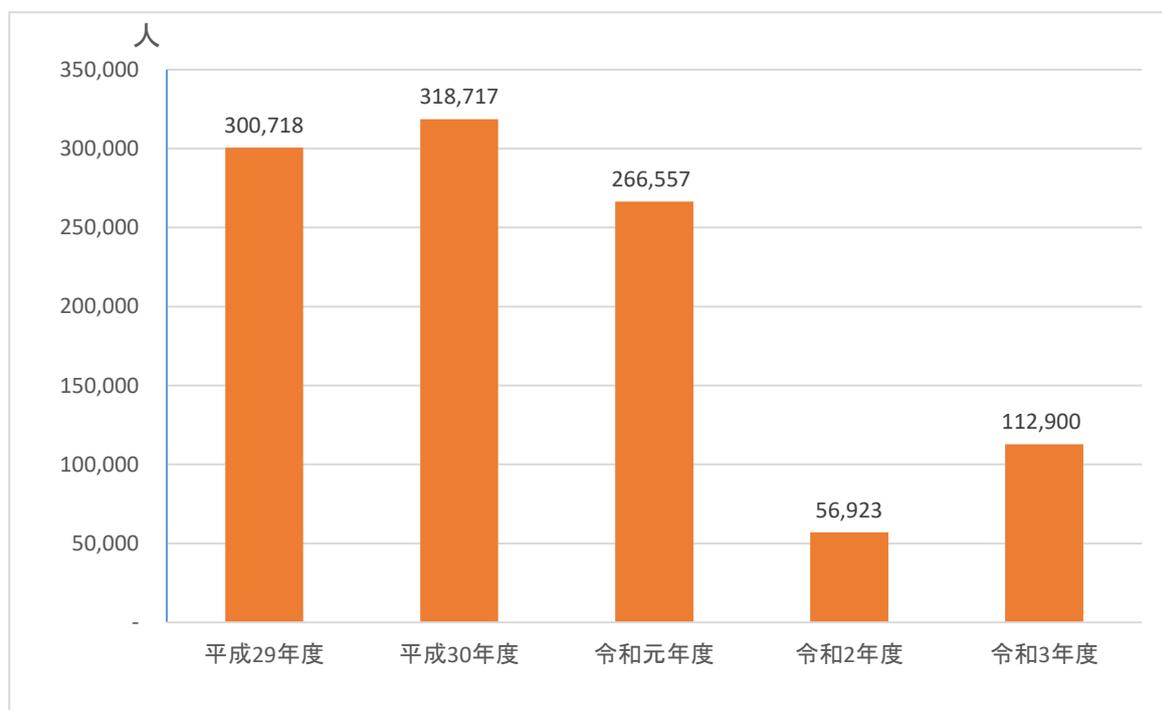
大ホールでは、クラシックやポップス、伝統芸能から演劇、子ども向けのショーまで、幅広いジャンルの公演を実施し、質の高い舞台芸術に触れる機会を提供しています。コロナ禍においては中止、延期となった公演がありますが、例年は20事業程度実施しています。

また、大ホールの貸館は、各種団体による演劇、演奏会、講演会、発表会、式典などの開催場所で利用されています。リハーサル室や各練習室などは、文化関係団体など各種団体の練習会場や教室、会議室などの活動場所で広く利用されています。

文化会館の利用者数は、平成30(2018)年度までは約30万人で推移していました。コロナ禍の影響を受け、令和2(2020)年度は休館や公演・集会の自粛、定員の半数以下での利用により、利用者数が大幅に減少しましたが、令和3(2021)年度からは徐々に回復傾向にあります。

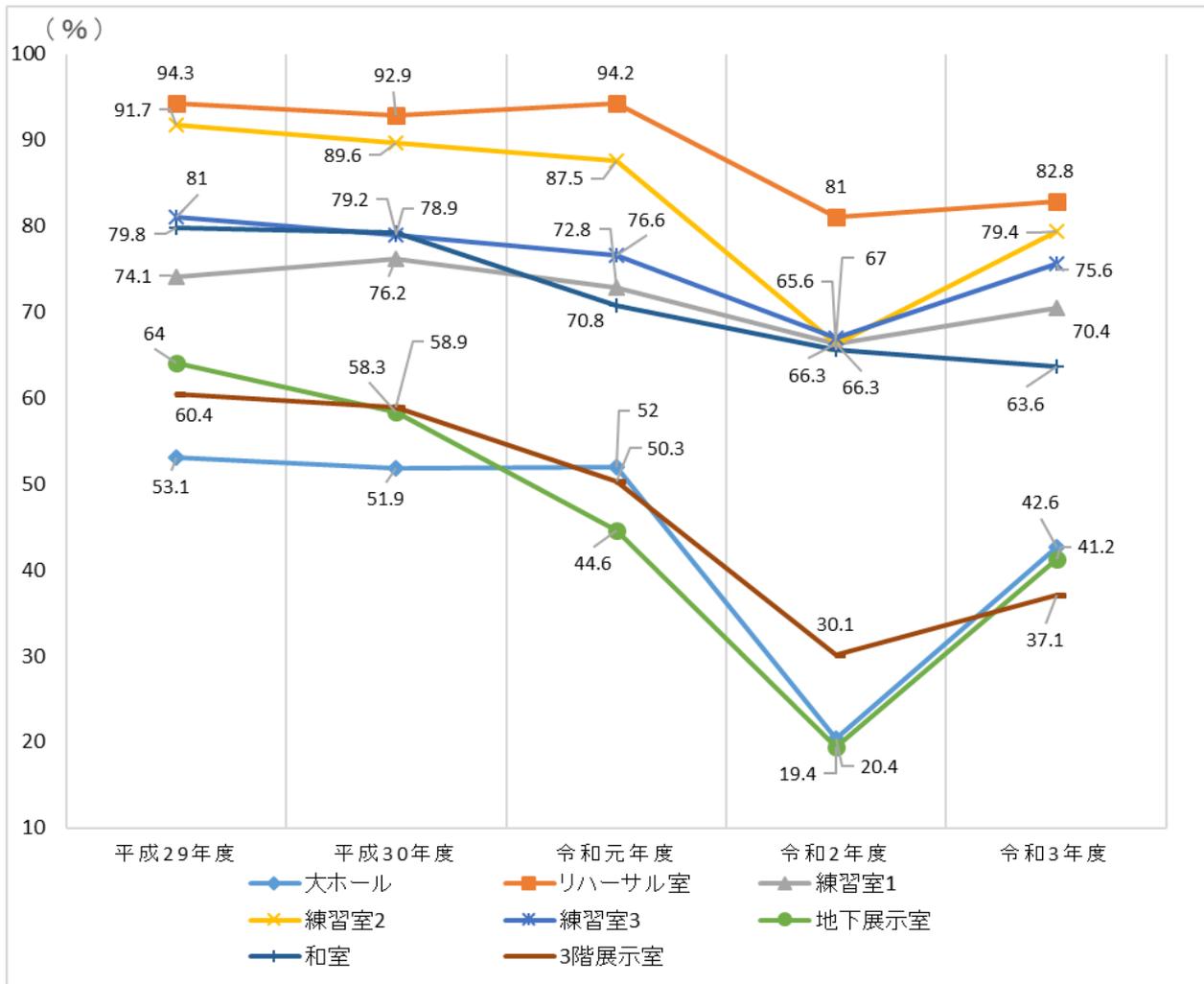
文化会館の使用料についても、コロナ禍の影響により令和2(2020)年度以降は大幅に減少していますが、徐々に回復傾向にあります。しかしながら、運営コストは人件費及び物件費等の上昇により徐々に増加する傾向にあります。

図表3 入場者数の推移

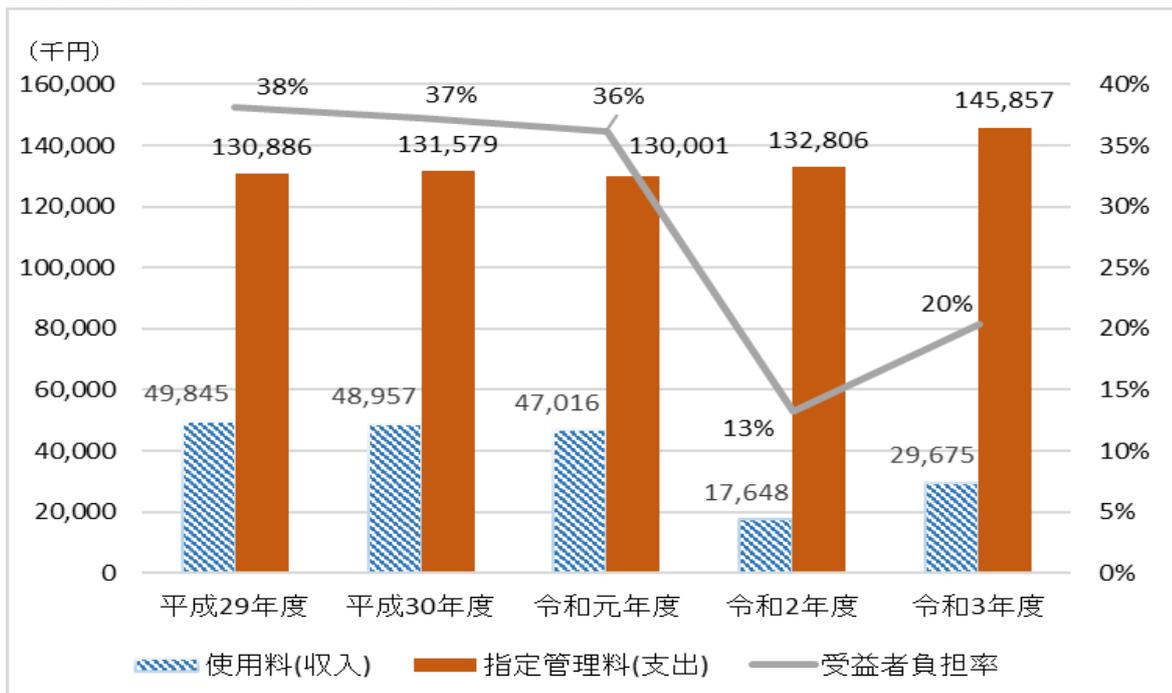


- ・ R2.2.19～3.18 高架水槽改修工事による休館
- ・ R2.4.6～5.24 コロナによる休館
- ・ R3.8.31～9.26、R4.1.14～2.20 コロナによる一部休館

図表4 施設使用率の推移



図表5 使用料及び運営コストの推移



(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 6 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物					R4自主点検結果 総合劣化度	バリアフリー の状況 対応	ハザードマップの状況					
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性			該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	文化会館	11,150.06	11,118.13	1982	RC /50年	未経過	有	50.30	一部対応	なし					

* 自主点検は毎年実施

* 構造:RC(鉄筋コンクリート造)

* 法定耐用年数:減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

耐震性については、平成 26 (2014) 年度に第 2 次耐震診断を行った結果、診断結果は耐震性有でした。

施設の維持管理については、指定管理者が管理運営に支障が出ないように、適切な施設の維持管理業務を行っています。しかしながら、建築から 40 年が経過しており、経年劣化による老朽化が見られることから、屋根の防水改修工事や中央監視盤改修工事などの改修工事や修繕を実施しています。

また、バリアフリーについては、利用率の高いリハーサル室の入口に階段や段差があり、改善の要望があります。

第 5 章 施設を取り巻く状況と課題

(1) サービスの状況と課題

音響に優れた大ホールを有し、新幹線が停車する徳山駅に近く交通の利便性も高いことから、県内で開催される興行の受け皿となっており、質の高い舞台芸術を提供する集客力の高い施設となっています。

また、食堂は、開館からの事業者が令和 2 (2020) 年に営業を休止されたため現在、新規事業者を募集しているところです。

(2) 建物の状況と課題

施設の必要な改修や改善等は適宜適切に実施していますが、建築から40年経過し、経年劣化による老朽化が見られることから、施設、設備等について大規模な改修が必要となっています。

また、大ホールは、「特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）」に該当するため、その他の改修等が必要な施設や設備と併せて、対策について検討を進めていきます。

第6章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、**最終的な判断・決定にあたっての材料**とします。

一次評価を実施したところ、文化会館の方向性は、継続利用（現状維持）となりました。なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

文化会館は、音楽、演劇など優れた芸術を鑑賞する場、日頃の文化活動を発表する場として、身近で親しまれてきた施設であるとともに、音響に優れた劇場ホール機能を持つ、本市のみならず周南地域を代表する芸術文化の拠点施設でもあり、今後も維持していく必要があります。

建築から40年が経過しており、施設や設備に経年劣化は見られますが、建物の耐震性は確保されています。

今後も、優先順位を考慮しながら、計画的に適切な改修や修繕等を実施していくとともに、予防保全の観点に立った維持管理を行い施設の長寿命化を図っていきます。

受益者負担については、第4次行財政改革大綱に基づき、使用料や手数料の算定根拠に、施設の維持やサービス提供コスト等を適切に反映させているか定期的に検証し、適正化を図ります。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 7 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物							一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果		R5	R6	R7	R8	R9	
1	文化会館	40	RC /50年	未経過	有	50.3	一部対応	なし	継続利用(現状維持)	長寿命化(使用目標年数70年)	RC築後40年経過	大規模改修(特定天井・舞台設備・電気等)				

文化会館は長寿命化に向け、法定耐用年数を超える70年を使用目標年数とし、老朽化した施設・設備について、計画的に改修工事を行っていきます。

また、周南市役所エコ・オフィス実践プランに基づき、労働安全衛生規則（昭和47年 労働省令第32号）等に規定する照度等の基準に留意しつつ、施設の用途や費用対効果、今後の施設の活用方針等を十分考慮した上で、LED 照明の導入を検討します。

舞台設備等、施設の運営に影響を及ぼす改修工事については、大ホールの特天天井改修工事とあわせて実施することが効率的であると考えため、予備調査、設計等を行い、計画的に大規模改修工事を実施する予定としています。

また、対応を急ぐ必要のあるユニバーサルデザイン化工事(1階ロビートイレ増設、リハーサル室バリアフリー化等)や、監視カメラの改修等については、大規模改修工事よりも先行して実施する予定としています。

第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 8 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物																	R4自主点検結果	バリアフリーの状況										ハザードマップの状況																
		総床面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】							【設備編】										総合劣化度	対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波											
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地		1.電気設備														2.機械設備										
								基礎	屋根	ドレン・とい 外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床 仕上	階段	内 壁	天 井	擁 壁		門 扉	塀 (C、B、フェンス等)	排水 設備 (側溝)	分 電盤	照 明 器 具												ス イ ッ チ ・ コ ン セ ン ト	自 動 火 災 報 知 装 置	外 灯	非 常 用 照 明	避 難 口 誘 導 灯	エ ア コ ン	排 煙 設 備	換 気 設 備	屋 内 消 火 栓	給 排 水 配 管	ボ イ ラ ー ・ 給 湯 器
1	文化会館	11,150.06	11,118.13	1982	RC /50年	未経過	有	A	A	B	B	B	C	A	B	C	B	B	A	—	—	A	A	B	A	A	B	A	A	A	A	B	A	A	A	50.30	一部対応	○	○	×	○	なし				

* 自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
 - A:劣化がなく建物の利用に支障なし
 - B:劣化はあるが建物の利用に支障なし
 - C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- ・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス廃止	◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 過去3年間の利用者数が減少		地域 ⇒	◇ 地域移譲
◇ 今後の利用者数が減少見込み		◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合	統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合	
◇ 同種、類似の市施設が存在		統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 継続利用（規模縮小）		
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続		◇ 民間活力の拡大 （指定管理、PFI/PPP）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市文化会館施設分類別計画

平成31(2019)年1月

(令和5(2023)年3月改訂)

地域振興部 文化スポーツ課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8622

F A X 0834-22-8428

電子メール ed-sports@city.shunan.lg.jp